

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年11月10日(月)午後1時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 田 中 美 恵 子
" 乾 紳 一 郎
" 伊 藤 實
" 田 中 人 実

4. 欠席委員 高 橋 ミ ツ 子

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
松 田 浩 三 議員
関 口 和 恵 議員

7. 出席事務局員

事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事務局次長補佐 仲 田 道 弘
主 査 竹 内 繁 教

8. 参考人

9. 協議事項

- (1) 議会基本条例報告会の振り返り
- (2) 議会基本条例報告会（北部公民館）について
- (3) 今後のスケジュールについて

開会 午後 1時30分

松野豊委員長 それでは、ただいまから第16回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告します。

欠席の高橋委員についてですが、ちょっと午後から病院のほうで検査入院ということで御欠席をいただいております。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。全部で5点ございます。本日の委員会の次第書、A4、1枚です。それから、A3でホチキスどめがしてございます議会基本条例報告会要望シート、速報値集計表、それから質疑、応答内容というのがA3で、これ1枚になっているのかな。2枚、分かれています。僕のところに、済みません、質疑、応答のやつがないです。4番目にA4で表裏ですが、月刊「ガバナンス」11月号のシンポジウムの記事です。ちょっと資料の確認中ではありますが、先に御報告をします。今月号、11月号の「ガバナンス」の68ページに、皆さんにお手元にコピーをさせていただきましたが、去る10月4日に生涯学習センターで開催をいたしましたシンポジウムの報告というか、記事が掲載されましたので、御報告をしておきます。

それから、5点目にマニフェスト大賞審査員講評ということで、こちらのA3でとじてございます。先ほど午前中、議会運営委員会の中で馬場議長から御報告をいただきましたが、この審査員講評の中に流山市議会の審査員の講評、「ガバナンス」の編集長の千葉さんの講評ということで、最優秀成果賞の一番上に千葉県流山市議会ということで、審査員の講評が出ておりましたので、皆様に共有をしておきます。

以上、配付漏れございませんでしょうか。資料のほう大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、協議事項の(1)番、議会基本条例報告会の振り返りということで、概ね1時間、3時ぐらいまで、この件で協議をした後、15分ほど休憩をとりたいと思いますが。まず初めに、この議会基本条例報告会については、去る10月25日に南流山センターにて開催をいたしました。参加者、来場者の方は、市外からの方もいらっしゃっていただいていたようですが、総勢で31名、我々のスタッフ等を抜いて、純粋な参加者、来場者としては31名ということでございました。これ配付資料のちょっと御説明を簡単に事務局のほうからお願いしたいと思います。

それでは、竹内主査、お願いします。

竹内議会事務局主査 それでは、簡単に本日配付させていただいております資料の御説明をさせていただきます。

まず1点目が、A3用紙で両面印刷2ページの三つ折りしてある資料でございます。こちらは、10月25日、南流山センターで行われました報告会当日の質疑、応答内容を纏めてあります。資料の

構成は、質問内容という部分は、来場者からの生の声を、テープ起こしでそのまま記載しております。隣の欄の関連章、項は、御質問が骨子のどの部分に関連するのかを判断して位置づけさせていただいております。その右の欄が、各議員から御発言のあった内容をまとめて記載しております。この資料は、本日の開催通知と一緒に事前にお配りいたしました、その後の追加分も含めた最終版でございますので、最新のものといたしまして、ファイルしていただきたいと思っております。

もう一点の資料ですが、同じくA3用紙で、こちらは折ってなく横長に広げてあるものでございます。両面刷りで7ページの構成になっております。内容ですが、設問項目の欄でございますが、御意見のあったことについて、骨子のどこに当てはまるかということも位置づけさせていただいております。御意見というところが参加者の方から提出されました要望の内容でございます。この欄に黒丸と四角のものがあありますけれども、四角は、例えば2ページの上から2番目に、「議決に当たっては、会派拘束を行わない」と記載してありますが、具体的な条文のご提言でございます。丸印は全体的にこういうものを感じたと内容でございます。2種類に区分けしてございますので、ご注意という意味で御説明させていただきました。その右の議会回答欄でございますが、こちらは正副委員長、事務局のほうで、事前に案として、一たんお示しさせていただいております。

以上が資料の御説明でございます。よろしく申し上げます。

松野豊委員長 ありがとうございます。

まず、質疑、応答のほうに関しましては、ちょっと今日、時間も限りありますので、委員の皆さん、後ほどお目通しいただいて、ちょっとこれ実際と違うのではないかと。一応事実に基づいてまとめていますが、当日の10月25日に会場内で口頭で市民の参加者の方から質疑が出て、それに対してお答えいただいた議員さんの要旨がまとめてあるのですが、ちょっとこれ意味合い違うよということがあれば、後日、改めて事務局あてに御指摘をいただければと思います。

それとあわせて、今日の(2)番の議題で次回の報告会については協議をさせていただく予定ですが、11月15日にまた報告会がございますので、委員の方以外にも、各会派に持ち帰っていただいて、特に11月15日に報告会に御参加いただく議員さんには、事前にこれそれぞれ、大変恐縮なのですが、必要枚数、コピーを委員さんのほうでとっていただいて、それぞれの会派の議員さんにお渡しをしておいていただければと思います。10月25日のやりとりと11月15日のやりとりが、ちょっと質問がぶれ、要するに質問に対する答えがぶれてしまうとよろしくないかなというのがありますので、御理解をいただいて配付をいただければと思います。本日は、要望シートで参加者の方からいただいた意見に対して、事前に私、委員長と副委員長、それから事務局のほうで、仮置きでこの意見というか、要望に対して、こんな答えでどうでしょうかというものをまとめたものが、皆さんのお手元にお配りした要望シート、速報値集計表というものです。3時までの中で、一つ一つ、この答えでいいかどうかというのをこの特別委員会の中で協議をしてまとめたいと。

市民の方への公表は、今後の段取りといたしましては、11月15日に報告会が再度ございますので、

その11月15日のものもこのような形で一覧にまとめたいと思っています。この今日協議した分と、11月15日の報告会后に、また特別委員会開催させていただきますが、その11月15日の要望分をまとめたものが回答案としてまとまった時点で、議会のホームページを通じて、10月25日、11月15日の意見交換会で、御要望いただきましてありがとうございますと。市民の方に向けてホームページから、要するにその回答欄が全部見れるようにしたいというふうに思っています。

まずは、ちょっと1つずつ、この答えでいいかというのをやっていきたいと思うのですが、もう一つは、これを答えを出すのを議論していく中で皆さんと協議できればと思うのですが、特別委員会の公式な回答として出すか、もしくは特別委員会の委員長の私が、要するに答えているという形で出すかというところは、ちょっと議論しながら整理をしていきたいなと思います。といいますのは、御要望によっては、その委員さんによっても、回答とか考え方がちょっとまだ違っていたり、特別委員会として結論が最終的に一本化していないというものもちょっと中には含まれているような感じがしましたので、一たんちょっとこれで1個ずつやっていきながら議論できればなというふうに思いますが、進め方としては、そのような形でよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、早速ちょっと、もう前文から、上から1つずつやっていきたいと思いますが、前文のところ御意見、ちょっと読み上げます。

「私は、NPO法人で市民と議会の対話集会の開催に向けて検討をしており、本日は先進事例として見学に伺いました。ありがとうございます。議会基本条例は、ほか自治体の取り組みを参考に条文だけを整理すれば、簡単にできてしまいます。ポイントは、条例制定過程でいかに市民の声を聞き、一緒につくり上げるかだと思います。そういう意味では、本日の報告会は非常に意義のあることだと思います。3月制定まで、上記趣旨から前文には市民との対話について盛り込む必要があると思います。頑張ってください」というコメント、御意見がございました。これに対する回答例として「ありがとうございます」と、「市民との対話については、第3章、市民と議会の関係の中での議会報告会や意見交換会で盛り込んでいく予定です」というふうにしましたが、御意見いただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 回答はこれでいいと思うのですが、ちょっと私気になっているのは、議会報告会あるいは意見交換会という言葉が出てくるのだけれども、これが議会報告会はあれなのだけれども、要するにどういうものかという定義づけがされていないので、その辺はきちっとしていかないといけないのかなというふうに思います。

松野豊委員長 それに関して言うと、今、要するに15日にもお配りしますが、来場者に配った骨子案の中で、まだその議会報告会とか、意見交換会の整理が我々の中でちょっとできていないので、骨子案に沿って答えたというイメージなのです。その骨子案の、ちょっと今皆さんお手元にあ

るかどうかなのですけれども、骨子案……これかな。これをちょっと画面に今出させていただきますけれども、骨子案を当日資料で参加者の方にもお配りしているので、この中の、これは要するに前文に市民との対話について盛り込む必要があるのではないかということ言われていたので、それは要するに第3章のここです。市民と議会の関係の中に、2番目です、これです。議会報告会、意見交換会の開催による議員の政策立案能力の強化及び政策提案の拡大というところ。だから、これそのままちゃんと記入したほうがいいかもしれないです、その回答欄に。こっこの回答欄ですけれども、第3章の市民と議会の関係の中の議会報告会、意見交換会の開催による議員の政策立案能力の強化及び政策提案の拡大の中で盛り込んでいきますとか、あるいは第3章の中で盛り込んでいく予定ですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 回答はこれでいいと思うのですけれども、要するに内々のことで、いろんな言い方も、一般会議とかというところもあるし、それはどっかで確定していかなくてはいけないということです。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。これでよろしいですか、1つ目。

では、2つ目にいきます。前文の2つ目、前文に入れたいキーワードのうち、特に入れたいキーワードに市民権が外れているのはなぜかという御意見というか、御質問をいただきました。これに対する回答案として、この条例は、市民から負託を受けた議員で構成する議会に関する基本事項を定める条例であるため、現時点のキーワードとしては含まれていません。今後、成文化する中で議論となると考えていますという回答例なのですが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですね。次2章、議会の活動原則、これちょっと済みません。お手元があれば、その骨子案とちょっと両方見ながら、照らし合わせながら見ていただくとわかりやすいと思いますが、2章、議会の活動原則、実行を担保すべき、例、第2章、議会の活動原則のうち、市民の多様な意見的確な把握はどのようにして実行するのか、十分検討してもらいたいということでしたので、これに対する回答案が、十分検討させていただきます。当面、議会報告会や意見交換会の継続的な実施及び議会アンケートの実施、インターネットの有効活用などを通じて、市民の多様な意見の把握を実施していきたいと考えていますというふうにしましたが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですか、よろしいですか。実施していきたいと考えていますか、ちょっとあれですけれども、実施を検討しますとかというのでもいいのですけれども、ちょっとあえて検討します、検討しますだと、何か執行部の答えみたいになるので、あえてちょっと考えていきますというのを使ったのですが。では、これでよろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 これがいいと思いますけれども、インターネットの有効活用で、いわゆるメールだと思うのですけれども、メールではない。

松野豊委員長 ではなくて、今もやっていますが、ウェブサイトで報告をしたり、今一方的に報告、例えばこの特別委員会でも議事録をアップして、流山市の市議会のホームページを見た市民の方がその議事録を見れるというだけなのですけれども、これは今後議論ですけれども、ここで書いたインターネットの有効活用というのは、その出したものに対して、例えばコメントを市民の人からもらおうとか、あるいは乾委員がおっしゃるように、メールでもらおうとか、何かちゃんと、今度見ている側からの意見を吸い上げるようなことができる仕組みというのを検討したほうがいいのかなどという事で、ちょっとこういう表現にしたというか。だから、必ずしもメールばかりではないというか、手段としては、もしかしたらブログ形式にしてコメントを入れてもらうようにするとか、これは今後協議ですけれども。

乾紳一郎委員 その辺が、今まではインターネットは一方的に……

松野豊委員長 発信するだけなのですね。

乾紳一郎委員 発信するという事でやっていたので、どういうイメージを考えているのかなと思って。では、ちょっと検討しましょう。

松野豊委員長 そうですね。

乾紳一郎委員 ブログとかになると、結構書き込みをいろいろチェックしていかなくてはいけない場合……

松野豊委員長 そうなのです。何か変な掲示板みたいなふうになってもいけないので、その辺は具体的なものは、ちょっと協議かなと。ただ、今もう二、三年前から言われていますけれども、ウェブ2.0とって、今までは一方通行に、ただこっちから情報を流すという形でしたけれども、世の中的にはウェブ2.0という考え方があるのですけれども、双方向でインタラクティブにやっていくという時代に入ってきているので、その辺のこともちょっと含めて今後協議かなというか、具体的な方法論について。これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。同じく2章です。議会及び議員の活動原則については、ぜひ議論を深めて実行力のある条文にしてほしい。具体的に議員のレベルアップを支援する規定にしてほしいと。ありがとうございますと。特別委員会において十分議論を深めておりますが、現状に甘んじることなく、さらなる議論を重ねますということにしましたが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。次いきます。傍聴意欲を高める議会運営については、できる限り資料を配付してほしい。これちょっと補足しますと、これ要望シートに書かれていたのですが、当日、質疑、応答というか、要望の中で意見が出たのですが、私が使っていた当日のパワーポイントのプ

レゼン用の資料が、要するにその前日の朝まで徹夜でつくっていたものですから、事前にその配付資料として入れていなかったのです。そうしたら、それが配られていないのは、ちょっとおかしいというか、困るというような御発言があったので、その方が書いていただいているというふうに判断したので、議会の回答案としては、報告会当日、骨子の説明の際に使用したプレゼンテーション資料は、議会のホームページで閲覧及びダウンロードできるように対応しますというふうになりましたが、よろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 これは傍聴というふうに書いてあるので、この前の議会報告会は傍聴ではないので、僕はそのままその、今本会議の傍聴とかの、その傍聴ではないのかなと思うのです。今は貸すけれども、要するに傍聴に来た人には貸し出しをするけれども、回収したりしているでしょう。その辺の議案関係の資料を配付してほしいというか、そういう意味ではないのかなというふうに僕は思うのです。

松野豊委員長 事務局、これわかります。今2章の議会の活動原則の、つまり①のページの5番目、傍聴意欲を高める議会運営については、できる限り資料を配付してほしい（会場内の発言より）で、私はその当日のプレゼンテーションの資料がないことをおっしゃっているのかと思って、こういう回答案にしたのですが、今乾委員のほうから御指摘があって、いや、これ純粋に傍聴のそのときの資料を貸し出しするけれども、回収したりとかしているの、傍聴意欲を高めるために、もっと資料をどんどんオープンにしてほしいという純粋な意味ではないかということなのです。これ実態はわかりませんよね。わかる、わかります。

では、竹内主査。

竹内議会事務局主査 ただいまの乾委員の御発言があったものにつきましては、後ほど出てくると思いますが、再度確認させていただきます。

松野豊委員長 だけれども、いや、でも、てっきり……5ページの一番上に傍聴の意欲を高めるための一つの方法として、議会終了後、最大5分から10分、1人3分以内で傍聴の感想を聞くようにする、またアンケート用紙を用意しておき、傍聴者の声を集めるようにしてはどうか。傍聴者にも資料を配付（回収）することを実施してほしい。多分書いている人が違うのです。似たような意味なのですけれども。その会場内の発言よりとあったので、こっちのプレゼンテーションの資料のことを指摘されているのかなと思って書いたのですけれども、これどうでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 これは傍聴意欲を高める議会運営についてはということです。会場内で発言があったのです、こういうことが。こういう報告会がある場合は、事前に資料も配付してほしいと。だから、こちらのほうの御意見のほうを変えればいいのではないですか。

松野豊委員長 もしくは、これ純粋にこのまま乾委員がおっしゃるように、資料を配付してほしいと

いうの純粹に答えるとすれば、これ資料配付していますよね。僕はしているという認識なのですが、
れども、違います、委員の皆さん。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 先ほどは失礼しました。

今協議しているのは、プレゼンテーションの際、画面で写しているものと配布資料が違っていた
ので、説明資料も含めて配布してほしいというのが会場発言、それで乾委員がおっしゃっている
のは、5ページの資料配付、みんなにも資料をできる限り配ってほしいということの違いだと思っ
ますので。

松野豊委員長 要は両方答えてしまえばいいのかなというか、今この1ページ目の5項目めの件です
けれども、既に資料は傍聴者には配付をさせていただいております。ただし、報告会当日、骨子
の説明の際に使用したプレゼンテーション資料は、議会のホームページで後日閲覧、ダウンロード
できるように対応しますとかと、何か両方入れてしまってもいいかなという気もするのですけれど
も、どうですか。

伊藤委員。

伊藤實委員 今これ傍聴意欲を高める議会運営についてはという、ここまずいくわけですから、議会
運営と、いわゆる先般、25日の報告会とは異質のものだから、乾委員が言われたみたいな方向では
ないかなと思う、これは。

松野豊委員長 そうですね。だから、純粹にこう書いていただいているので、このまま答えるのであ
れば、既に資料は配付させていただいていますが、今後も資料の配付ができるように努めますとか
というふうにしておいてもいいかなと。

酒井委員、マイク使ってください。

酒井睦夫委員 1ページ目の上から3番目が、今伊藤さんが言われたことをずばり質問をされて、回
答も準備されていると、3番目。

松野豊委員長 どうしましょう。

戸部委員。

戸部源房委員 これは、報告会で皆さんの意見を聞いてちゃんと答えるというあれだから、会場の意
見でいいのです。だから、会場の意見で書いておけば。

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 そうなのだ。これを傍聴意欲を高める議会運営についてを会場の発言から答えたよう
にすればいいのです、意見を変えれば。

松野豊委員長 では、これはこのままでいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 このシートは、議会基本条例そのものの内容にかかわるものだから、会場のやりとり

だったら省いたほうがいい。要するに第2章の議会の活動原則のことでまとめてある資料だから。

松野豊委員長 了解しました。

乾紳一郎委員 それと、このまま残しておく、何のことだかわからない。わけわからない。

松野豊委員長 わかりました。では、そのようにまとめます。

これは、乾委員がおっしゃるように、質疑、応答の会場のやりとりですから、これ入っているのだっけ、会場のやりとり。入っているのだよね。入っているのです。入っているのです。では、こっちで整理するというので、これはこっちの要望シートから削除します。ただ、何でここに入れたかという、要望シートに記入されてきたのです、これが。会場内の発言でもあったのですけれども、要望シートにも記入されてきたのです。だから、そのフィードバックするときにここから抜いてしまうと、場合によっては、その書いていただいた方が、いや、おれの要望シートに書いたの載っていないではないかとなる可能性があるかなと思ったので、ここに載っけておいたのですけれども。もう一回整理して、これ抜きましょう。抜いて、次のこの応答内容のほうにもう既に入っていますので、もし仮にこれを書いていただいた方から事務局に問い合わせが来た場合は、質疑、応答内容のほうで整理しましたということをお願いできればと。

これちょっとあわせてなのですが、これプレゼンテーションの資料、私が使用したものと、あと15日には藤井副委員長がオリジナルでプレゼンシートをつくっていますので、それはちょっとホームページにアップするというので御了承いただいてよろしいですか、この資料については。当日使用したものについて。

乾委員。

乾紳一郎委員 説明用の資料も、できれば事前に回覧をしていただきたいのです。というのは、必ずやっぱり反映されるのです。この前の委員長の説明でも、疑問符をつくところもあるので、それは少なくともこういう内容でプレゼンテーションやりますということでは、事前に示してほしいです。

松野豊委員長 そうしたら、副委員長の分はもうでき上がっているのです、ちょっと改めてお配りします。では、とりあえず25日のやつは、発表者、僕の名前になっているので、一応委員長の発表資料としてアップロードということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。議決に当たっては、市民の負託にこたえるため、議員各自の意思決定により議決権を行使する。これは、つまりこれ後からも出てくるのですが、会派拘束、済みません。先ほど冒頭にあった、竹内主査の説明のように、四角くなっているのですけれども、四角の部分、具体的条文化についての要望事項となっている。つまりこういう条文を入れるべきだという要望だったのですが、これ意味は、この後出てきますが、会派拘束ではなくて、議員個人の意思決定で、要するに会派拘束をなくせという意味合いなのですが、これの回答案としては、成文段階で議論を重ねますということにしてございしますが、これちょっと後ほどまたあるので、これ一たん

飛ばしていいですか。後ほど同じ項目があるので。

2章、議員の活動原則、議員の立法機能を発揮されることを期待しております。議員提案条例の積極的な展開と。これの回答案が、立法機関である議会のあるべき姿であり、積極的な展開の実現に向けて努力しますということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次2ページ、裏です。第2章、会派です。議員は、本来個人の意見が、これ先ほどの飛ばしたやつと同じやつです。議員は、本来個人の意見が反映されなければならないが、賛成、反対は会派で行われている。なるべく会派内での拘束をなくし、個人の意思で議決することとしてほしいということでしたが、これの回答案としては、会派というのは、政策を中心とした同一理念を持つ議員の集合体です。審議結果を見て拘束されているように思われることもあるでしょうが、厳密には、議員は個人の意思によって議案の賛否を表明していますと。これあわせて下の議決に当たっては、会派拘束を行わないという要望もあったので、これも上記と同様ですというふうに整理しましたが、回答案についていかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、政策を中心として、これは徹底的に議論して、それでやっているわけです。それで、どうしてもこれに反対だという場合は、それもある程度は認めるという形でやってきています。本当だよ、そんなの。だから、こら辺の問題については、そのほかの会派もいろいろ真剣に議論したことはないと思いますので、これは議会基本条例の中でじっくり議論しましょう。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 今会派の話が出ているわけですがけれども、会派と個人の関係というのは、それぞれ皆さん所属している会派がこの回答のように、やはり同一步調というか、同じ考え方のもとに集まっている集団なのです、はっきり言えば。そこで不一致というのは、本来は普通はあり得ないのです。ただ、ものによっては、すべて100%、全部一緒ということはありません、世の中。ですから、こういう会派を何か有害団体のように受け取れそうな表現の仕方質問されているほうが、むしろ実態を知らないのではないかなというふうに思うのです。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 これだけ複数の人がこういう意見を出しているということは、やっぱり共産党や公明党の場合は、ちょっと一枚岩というのが、実際は知りませんが、外から見ている人は、みんなそう思っています。しかし、ほかはみんな考えが違はずだとみんな思っているわけです。だから、千葉県会議員で会派拘束をしないという会派はあります。無所属何とかの会というのは、数名いて、会派拘束は一切しない、自分の好きなように投票するという、それを方針にしている会派だってあるわけですから。これは今伊藤さんが言われたのは、もう全然違うと思うのです。一般の人が見ている目は。そういうふうになっているし、実態もそれに近いので、これは一回議論してほし

いと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 政策的に一致するという前提というのがありますけれども、議員の提案権の問題があるのです、まず。1人会派であれば、なかなか提案できませんし、そのときには同じく考えを持っている人たちに協力を求めて、共同提案するわけです。そういう意味合いがあるので、議決の結果、終わりだけを見てそういうふうになっているというのは、やっぱりなかなか議会の仕組みというものをまだ御理解いただいていないのではないかという部分があるので。そういうなぜ会派になり得るかという、その大前提のことをやっぱりある程度共通のものがないと。

それと、私たちは政党ですから、国が政党政治を行っている以上、それに当然、地方議会もリンクするのは、これやむを得ないことだと思いますし。ただ、国の政策とかかわらない部分、市の独自政策、これは意見が分かれて当然だと思います。その中で議論しながら、やっぱり民主主義ですから、一つの会派といえども、そこで話し合いながら、一本化を目指すというやっぱり努力は、私たちはしているつもりですけれども。

以上です。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと議論をするということはいいと思うのですが、僕なんかその会派運営を、それぞれの会派のやっぱり民主的な運営ということの問題で、基本条例の中でこれを定義するとかということではないのではないかなという思いはあるのです。今までも実際にはその大きな会派になると、例えば今の流政会みたいに、10人以上になると、いろんな意見があって当然だから、中には時々ばらけます。そういうこともあってきましたけれども。それぞれの会派のやっぱり運営をどうしていくのかというのが基本なのではないか。共産党は、その会派拘束といっても、別に長の方針があるからということではなくて、知事に自主権というものは、それぞれの段階でありますので、私たちは流山の議会の問題では、それは議論して、議論を尽くして一つの方向性をとるということでやっています。

松野豊委員長 ちょっと議論の方向が2つあって、回答案として今お示ししているこの答え方でよいかどうかという議論と、今乾委員がおっしゃっていただいたように、この会派なりの項目の中に会派拘束はしないというふうに議会基本条例に成文化の段階でうたうかどうかという議論がちょっと2つあるのですけれども。まず、どうしようかな。回答案としては、これでいいですか。では、これは整理します。それから、今乾委員からも御意見、御提案ありましたけれども、その議会基本条例を成文化する段階で、会派の拘束をわざわざ明言するかどうか。わざわざ言うと、ちょっと済みません。主観が入るので、わざわざというか、ちゃんと明言するかどうかということについて。

乾委員。

乾紳一郎委員 今日いらしているので、専門的知見をお伺いしたいのです。

松野豊委員長 草間研究員、お願いします。

草間研究員 会派につきましては、主な学説を申しますと、地方議会における会派というのを国の政党の軸で会派間の対立を行うということを否定している先生がほとんどでございます。ただし、現実問題としまして、この議会にもあるように、国の政党に属する会派があるのは、もうこれは現実問題としてあるべきなので、これは否定する先生は余りいらっしゃいません。ただし、地方議会のその会派というものの位置づけをちゃんとする事で、会派の機能を高めていくと。つまり会派の政策立案能力を高めていくことが、実は議会の政策立案能力に直結するというお考えを持っている先生もいらっしゃいますので、例えば大きな議会になりますと、議会の政策調査能力を強化すると、議会局の職員をやらなくては行けませんので、これはお金がかかると。ではなくて、その会派ごとに支給される政務調査費などをうまく活用して、会派単位でのやはり政策立案能力を高めていくべきだという動きもございます。これは主に都道府県議会で起こっていることでございますけれども、なので、その会派の役割、流山市議会では、会派をどのように位置づけていくのだ。これは、議会の政策立案能力にもリンクすることであると思えますし、また議会運営につきましても、皆様がやっている議会運営委員会をどのように位置づけるということにもリンクすることがございますので、会派の恐らくここで言う会派拘束等は、実はその独自の会派で、それぞれの会派で御議論いただくことございまして、大枠としては、その会派のあり方について、会派をどのように位置づけていくのかというのを議会基本条例の議論の中では御議論いただくのが整理しやすいというふうに考えております。

松野豊委員長 では、これはこの程度でいいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 議決に当たっては、会派拘束を行わない。これについては、もう一度、議論もする必要はあると思うのですが、あえて上げる必要はないのではないかなというふうに思っています。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。これこの程度で。

では、回答としては、会派というのは、政策を中心とした同一理念を持つ議員の集合体です。審議結果を見て拘束されているように思われることもあるでしょうが、厳密には議員は個人の意思によって、議案の賛否を表明していますということで回答としたいと思います。次に、その下も上と一緒にですので、上記と同様ですということで整理します。

次、議長の権限と役割。市長への市議会招集権の請求権をこの基本条例にも明記したらどうかということですが、回答案です。市長への市議会招集権は、既に存在します。請求権よりも市議会の招集権を議長にも付与することのほうが大事であると考えますという答えにしましたが、もうちょっとわかりやすく、済みません、自分たちでつくっておいてあれですけども。つまりこの質問、要望は、招集権、招集の請求権を基本条例に明記したほうがいいのではないかということだったのですが、これも既に地方自治法上で規定をされているので、明記しなくてもいいのではないかなと

いうのがちょっと抜けていますが、冒頭に。ということなのですが、回答案としては。

乾委員。

乾紳一郎委員 この間も出ましたけれども、今の自治法上は、招集権はないので、大事であると考えますと、ちょっと……だから、そういう法改正が望まれますとかということなら、まだあれかなと思います。

松野豊委員長 市議会の招集権を議長にも付与する法改正が望まれます。あとは、自治法に記載はされていますけれども、あえて明記するというやり方もありだと思えるのですけれども、議会基本条例に。その辺については、いかがですか。明記しますと書いてしまって、答えてしまってもいいと思うのですけれども、回答欄。もし明記するのであればですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 招集権の問題は、まだ決まっていないわけだ。だから、協議とか、あるいは法令化を目指していきますというような方向でいいのではないの。

松野豊委員長 招集権はそうなのですが、請求権です。要するにこの要望は、招集権ではなくて、既にある市議会の招集の請求権を明記すべきだというふうに要望として入っているのです。もうこれ既にあるのですが、確かに骨子案の中では、議長は市議会の招集の請求権があるということは、まだ成文化していないので、うたっていないのです。うたっていないので、その成文化するときに、議長の権限と役割の中で、市長への市議会招集の請求権のことを明記しておいたらいいのではないかという御意見なのですけれども。これ成文化する段階で協議しますとか、そういうふうにします。よろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 請求権はあるのだ、これ。実際問題、一番の問題は招集権の問題なのだ。だから、これは議論する必要があるのだけれども、招集権をどうするかということは。請求権の場合は、これでいいのではないの、回答は。

松野豊委員長 では、「一応成文化する段階で議論します」と頭につけて、「市長への市議会招集請求権は既に存在します」、違うか。「市長への市議会招集請求権は既に存在します」の次に「成文化する段階で議論します」というふうに入れます。また、請求権よりも市議会の招集権を議長にも付与する法改正が望まれますという形でまとめてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、そのようにします。

次です。3章、市民参加、市民との連携。各議員には支持者が大勢いるはず。その支持者を集めて、月に1回とか、年に何回か議会報告会や意見交換会などを開いて、市民の身近な意見をもって、議員同士の話し合いをして、市民の福祉向上に役立ててほしい（ここでは、現実的な生活苦さえ意見が出るといいます）ということなのですが、回答案としては、流山市議会には既に個人レベル、

個人あるいは会派と入れたほうがいいかもしれませんが、ちょっと後で議論します。個人レベルで、支援者等への報告会を実践している議員が多数存在します。議会報告会や意見交換会は、当面、議会全体の取り組みとして、定期的を開催することを前提に検討をしていきますというふうにしましたが、いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 当面というのは、外したほうがいいのではないですか。当面、ではその先どうなのだという話になると、その先は議会基本条例という、そういう枠組みでは考えない、個々でやるということになるから。

松野豊委員長 では、当面、外します。それから、済みません。読んでいて、既に個人レベルでと書いていますが、個人または会派レベルとしてしまっていていいですか。会派、会派です。または会派レベルで。あといかがでしょうか。よろしいですか。

では、次いきます。陳情、請願、これは四角だから、具体的な条文化の要望事項ですが、陳情、請願に対する詳細な説明を受ける機会を設け、議員が質疑し、陳情者が応答する審議を行うことというふうに入っていますが、回答案としては、既に流山市議会においては、請願、陳情者に趣旨説明の機会を設けています。市民の意見に傾聴することは大切なことであり、参考人制度などの活用により、陳情者に対する質疑、応答の運用について、特別委員会内で前向きに検討していきますとしましたが、いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 陳情、請願というのは、市民の意見の中で大きな立場を占めるので、これについては、ここに参考人制度で一つの例はありますけれども、そのほかの制度も含めて、今後特別委員会で十分議論する必要がある、そういうふうに思います。

松野豊委員長 では、これでよろしいということですか。では、よろしいでしょうか、ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。これも具体的な条文化に対する御提案です。議会（委員会を含む）審議においては、審議骨子資料を傍聴者に配付すること。これの回答案として、議案審議資料は、執行部からの提出書類であり、可能な限り実現できるように執行部に対して協力を依頼していく方向で検討しますということはいかがでしょう。何かちょっと検討しますが続いていて、執行部の答えみたいになっていますけれども。しょうがないです、相手があることなので。今やっていないです。よろしいですか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次です。これも最後の行です。これも具体的な条文化です。議会報告は、閉会期間に行うことを原則とし、小学校区を基本とし、報告及び市民との意見交換を行う。「ただし、自治会等の要望があれば行うことができる」という条文を入れたらどうだという御提案だったのですが、

回答案としては、開催地区を条例で限定するのではなく、段階を経て取り組みます。まずは年2回の開催を目途（予算議会3月、決算議会9月）に取り組みますということで、これ予算議会後とか、前とか、後とか入れなくていいのだけ、竹内さん。後です、これ。済みません。予算議会後、3月取り組む……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうか。取り組む予定ですと。では、「これ取り組みます」ではなくて、「取り組む予定です」に変えますが。あと、予算議会後、決算議会後と。だから、これ予算議会が3月ということなので、これ開催は4月になるかもしれない。ちょっとこの辺は表現わかりやすくします。予算議会が3月にあるけれども、その3月の後、決算議会が9月にありますが、9月の後に取り組む予定ですということで。何か予定……

乾委員。

乾紳一郎委員 要するに、これ回答するということは、公式見解でコンクリートされてしまうから、そういう具体的などころまでコンクリートしてしまっているのかとか、もっと議論、個々のあれだと議論をする必要があるのではないかと、その辺どうなのかな。

松野豊委員長 一応今までの議論の過程で言うと、当面2回やりましょうという議論になっていたの、それで入れたのですけれども、どうしますか。

田中人実委員。

田中人実委員 その回答の後段はいいと思うのですけれども、意見が小学校区を基本あるいは自治会等の要望があれば、行うことができるという要望なので、意見なのですけれども。これ議会というよりか、戸別、地域別のような課題になってしまうので、私はそれで回答のほうが、この言葉を受けて書いたのだからどうか、ちょっとわからないのですが。開催地区を条例で限定するのではなく、段階を経て取り組みます。段階を経て取り組みますというと、今後検討していくのではないかなというふうに思われてしまうのです。ここで細かくは議論しませんけれども、現実的には小学校区あるいは自治会等となると、ある地域にある施設をどうするかという問題だとか、そういうふうになってしまうので、議会全体の対応としては、ちょっと難しいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 おっしゃられている意味というか、意図はわかります。どう回答しようか。開催地区を条例で限定するのではなく。「段階を経て取り組みます」を削って、限定するのではなく、まずは年2回、ただ年2回とうたってしまっているかどう。さっき乾委員さんがおっしゃったようにとか、ただここで年2回と正副委員長でまとめたのは、今までの議論の中での、ちょっとちゃんと全部きちっと議事録、全部確認したわけではないのですが、記憶の範疇だったのですけれども、議論の中でたしか当面年2回ぐらいはやろうねという、何となくですけれども、合意形成がされていたような感じだったので、こういうふうにしたのですけれども、どうしましょう。これはここで今決めて、もし今皆さんの中で合意形成ができれば、今決めてしまえばいいのですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 まず、年2回の開催を目安にということ、目安にと書いてあるでしょう。議論し、取り組みますでいいのではないかと議論します。

松野豊委員長 まずは、年2回の開催を目安に取り組む方向で議論します。だんだん何か執行部みたいに。方向で議論しますということですか。

戸部源房委員 だから、これは予算議会3月とか、決算議会9月とか、これ削って。

松野豊委員長 削ってしまう。年2回だけにしましょうか、では。これ予算議会とか、決算議会も削って。では、ちょっともう一回、整理します。開催地区を条例で限定するのではなく、まずは年2回の開催を目安に取り組む方向で議論を重ねます。ちょっとこれ事務局、メモしておいてね。とりあえず年2回でいいですか。取り組む方向で議論を重ねます。ちょっと待って、ではどうする。ちょっとだから、文章化しましょう。「開催地区を条例で限定するのではなく、まずは年2回の開催を目安に議論を重ねます」でいいですか。

乾委員。では、マイク使ってください。

乾紳一郎委員 その開催月を条例に限定するのではなくと、そうではなくて、開催する単位や回数については、2回はあれだったら、単位についても、それから……

松野豊委員長 回数です。開催回数や単位。

乾紳一郎委員 それについても、議論、検討しますでいいです。

松野豊委員長 では、ちょっともう一回。開催回数や何だっけ。

乾紳一郎委員 開催、要するに単位と。

松野豊委員長 開催単位。

乾紳一郎委員 自治会とか、そういう……

松野豊委員長 開催単位や回数か。開催単位や回数について今後も議論を重ねます。では、ちょっともう一回、事務局に確認する意味で、もう一回ちょっと整理します。何度も済みません。この回答は、「開催単位や回数については、今後も議論を重ねます」でよろしいですか。では、これで整理します。

田中人実委員。

田中人実委員 だから、出たその要望事項に、市民の皆さんの御意見だから、それに沿いたいという気持ちは各委員あると思うのだけれども、ここで無理やり回答を出すということは、これから成文化していくのに、もうそこで縛られてしまうし、まだ今度北部も残っているわけでしょう。余り拙速にやらないほうがいいのではないかなという気がしますけれども。

松野豊委員長 だから、冒頭にも説明したのですけれども、これは今日まだまだ内々、この議事録自体は、この議論の議事録は公開されますけれども、とりあえず今日これやって、11月15日にも同じことをします。最終的には、多分11月中にできればやりたいのですけれども、後でそれは今後のス

スケジュールで決めますけれども、これを今日とりあえずやっておいて、11月15日のやつが上がってきたら、また11月の末から12月の初旬にかけて同じ作業をして、今日やった分と11月15日以降にやった分をあわせてもう一回議論という感じにするので、その段取りでいきたいと思います。では、とりあえずこれでいいですか。これで別に、つまり今日これ決定したやつをすぐウェブに発表するという事ではないので、御了承いただければと思います。

では、次いきます。3枚目です。4章、地方自治第96条第2項の議決事件、栗山町で定めているように、具体的な部分（項目）まで規定しないと、今までどおり執行部のやりたい放題になってしまい、議決した部分と実際の事業部分に乖離が生じてしまうと思うということで、これの回答案としては、議決事項の内容精査は十分行うべきであると考えていますので、今後、成文の中で特別委員会での議論を重ねますということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。これあわせて、下は具体的な条文化の御提案があったのですが、上記と同じ意味ととらえていますが、法令に基づく議決事項の基本計画のほか、総合計画に基づく実施計画、重要な基本計画について議決することができる。実施計画、基本計画など記載ということで、これも上記と一緒にということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、議員と市長と執行機関との関係です。これも具体的な条文化についてという御提案がありました。議員が必要な行政資料の請求は、議会として行政に資料提出を求める。すなわち議長名でのことと。これは回答例として、運用上は既に規定されているので、基本条例に盛り込むかどうかについては、今後議論を重ねます。よろしいでしょうか。

次、8章です。議員研修の充実強化、第8条の議会及び議会事務局の体制整備によって、政策立案能力を高めようというものかと思われるが、議員立法を議会事務局にお任せにするだけにならぬよう、議員自らつくるよう資質向上されたいという御要望がございました。回答案としては、「現在もそのように対応しておりますが、委員自らがリーダーシップを発揮して、今後も前向きに取り組みます」としましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 第9章、規定内容の中に考慮すべき視点、総合的に検討と、まだあいまいで議員同士でも意見の違いがあるように見受けられる。成文化し、条例案ができたときに、もう一度市民に説明してほしいということですが、回答案としては、現在骨子の段階で意見を聞くことが大切と考えていますので、いただいた御意見を参考に成文段階で十分検討しますというふうにしましたが、いかがでしょうか。これ違くなかったつけ、当初。これだつけ。これでしたつけ。こう変えたのだつけ。変えた。多分、成文化した後に、ちょっとこれ、この後また協議できればと思いますが、市民に報告会を成文化の後にして、また市民の方から意見を聞いて、成文化を検討にするというスケジュールが物理的に難しそうな感じなのです。後で議論しますけれども。だから、たしか僕の決めた

当初は、後ろにあるのだ。後でやります。では、済みません。後でこの回答、これに近いやつがあったので、その後ほどやります。では、このやつは、この回答でよろしいですか。成文段階で十分に検討しますということ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次です。全般的に見てよくできていると思う。今後の具体化に期待しますということです。これ回答案としては、御参加ありがとうございます。今後も十分に議論をしていきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、二元代表制をより機能的に働かせる議会基本条例を目指してほしい。議員立法に力をつけて、市民の負託にこたえる議会活動を展開することを可能にする条例であってほしいと。今後も十分議論をしていきますと。よろしいでしょうか、これで回答案。

次、現状を成文化しているだけで終わることのないように、例えば基本法（地方自治法）を超えても、必要と思う事項も取り上げるような意気込みでまとめられることを期待していますと。これもちょっといろいろ委員さんによっても考えもまちまちなので、これも回答案としては、特別委員会内で議論を重ねますというふうにしましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、4ページ目です。ここからは、今までは章ごと、章立てで出ていた要望をこちらで、もともと要望シートがぱっと来たわけですが、今の③のページまでは章立てで具体的にこの章というのがあったので、分けたものです。ここから④のページからは、もう全体を通じての御意見とか、御要望でしたので、一応補足しておきます。④、一番上です。「日経グローバル」108号、2008年10月6日の特集号に松野委員長団として、議会のステータスはどんどん落ちてきている。基本条例制定を市民の信頼を取り戻す第一歩にしたいと力強い決意表明が掲載されていますが、御苦労さまです。御苦労さまですの意味がちょっとよくわからないのです。ただ、自治基本条例と同時可決を目標に進められておりますが、拙速となつては残念ですので、慎重に取り計らってはいかがですかです。回答案としては、ありがとうございます。議会基本条例は、平成18年の地方分権特別委員会より議会改革の項目として検討しています。平成19年からは、議会運営の最重要課題として位置づけ、十分な議論を重ねてきています。つまり拙速ではなく、慎重に議論を重ねていますという答えにしましたが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。ちょっとこれあれなのです。正直、要望シートも現物も拝読させていただいたのですが、何か真意がちょっとよくわからないというか、わかりづらかったので、一応議会基本条例のことだけ書きました。つまりその自治基本条例を3月で同時可決が拙速というふうにおっしゃっているのか、その議会基本条例の進め方がちょっと拙速なのではないかとおっしゃっ

ているのが、ちょっとよくこの文章から酌み取れなかったので、自治基本条例は執行部中心にやっていることですから、もちろん議会もチェックはしていますけれども、協議会設置してチェックはしていますが、あくまでも特別委員会、議会基本条例策定特別委員会主催の議会基本条例の報告会でしたので、その議会基本条例のことについてのみ回答案としました。

乾委員。

乾紳一郎委員 慎重に取り計らってほしいということに対して、慎重に議論を重ねているというのも何となくあれなので。議会としては、3月議会上程をするというその議会の合意のもとに進めているので、その範囲で可能な限り慎重に議論を重ねてやりますというほうがいいのではないですか。

松野豊委員長 ありがとうございます。では、ちょっとそのようにします。そうすると、ありがとうございます。議会基本条例は平成18年の地方分権特別委員会より議会改革の項目として検討しています。平成19年からは議会運営の最重要課題として位置づけ、ここに入れます。来年の3月議会上程を目指して議論を重ねていますので、その範囲内で慎重に議論を重ねます。いいのではないですか。慎重に議論を重ねていきますと。

マイク使ってください。伊藤委員。

伊藤實委員 今慎重な言葉がいっぱいつながっているのですけれども。私、これは平成19年度から云々、ずっときていまして、十分な議論を重ねてきています。つまりから後、取ってしまえば、これで終わりでもいいのではないですか。「つまり拙速ではなく、慎重に議論を重ねています」を取ってしまえば。前にも……

松野豊委員長 それを今取って、この「最重要課題として位置づけ」の後に、「来年の3月議会上程を目指して議論を重ねていますので、その範囲内で慎重に議論を重ねていきます」というふうにしました。では、これでよろしいですか。

次です。次、実は回答例が入っていないのですが、どう答えていいかわからなかったので、ちょっと皆さんにもお知恵を拝借したくて空欄になっていますが。幅広い市民の代表としての議会ということであれば、年齢構成、男女比などの視点が条例骨子から抜け落ちていると思うという御意見があったのですが、これちょっと回答のしようがなかったのですけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 草間さんに聞きたいのですが、審議会だとか、そういうのは確かに男女比をフィフティー・フィフティーにするとか、そういうのはあるのだけれども、これは議会の構成でそういう年齢層とか、男女比だとかということ盛り込めるものかとか、それについてはどういうお考えですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 結論からいくと、普通選挙を経て皆様議員になられますので、年齢構成について規定することは、私は違法だというふうに加え、違憲だというふうに加えております。また、これは男女

比とか、またそういうことに関して、議会事務局でしたら、まだわかるのですけれども、やはり市民の代表である皆様、選挙を経ている皆様でございます。ちょっとこの辺は難しいかなというふうに思います。

松野豊委員長 そのとおりなのですけれども、どう回答すればいいかというのが、ちょっと。要するにもしこういふ……こういう考え方も1つありだと思えるのですけれども、あるとすれば、公職選挙法を変えなければいけない話なので、ちょっと範疇超えてしまうのです。だから、それをただどう回答するかがちょっと文書化できなかったというか。いかがですか。何か皆さん、アイデアがあればという感じなのです。

酒井委員。

酒井睦夫委員 一つのサービスとして、今の28名の議員が年齢はこうなっています、男女比はこうなっています。それから、前職と、議員の前はこういうことをやっていた人ですとか、そういう情報を一覧表として出すと、確かに年齢が若い人が少ないねとか、判断をして、あるいは女性が少ないねと判断して、それぞれもっとそういう人を増やさなければいかぬという機運が盛り上がるでしょうから、そういう情報提供しますということではどうですか。

松野豊委員長 情報提供というか、多分これは幅広い市民の代表としての議会というのであれば、年齢構成、男女比などの視点が条例骨子から抜け落ちていると思うということなので、これに対して、一たん回答しないといけないと思うのです。だから、今思ったのは、ちょっと何条かわかりませんが、公職選挙法になるのですか。公職選挙法で規定されているので、要するに年齢構成とか、男女比については制限できませんと。制限した表現は条例骨子の中ではできませんというふうにするかなのです。情報提供しますと。ただ、情報提供はもう既にされているのです、ホームページで。男性、女性と年齢層も。普通ほかの議会は、生年月日は書いていないのです、議員名簿の中に。たしか流山は入っていた記憶は。ほかの議会は入っていないのです。入っているところ、多分ほとんどなくて、流山だけは生年月日が入っていたように記憶しているのですが。何歳とは書いていないのです。何歳とは書いていませんけれども、生年月日が出ているので、計算すればわかってしまうという。議員紹介、違うな。議員名簿というのがある、議員名簿。名簿にここに生年月日が入っているのです。通常入っていないのです。なので、そういう意味では、情報提供はしているのです。この情報が欲しいという要望ではないと思うのです、これ自体が純粹に。この情報がもっとオープンにすべきだったら、酒井委員がおっしゃるように、いやいや、もう既にホームページでアップされているので、ごらんくださいという返しができるのですけれども、そういうことではないので、先ほどの整理してしまっていていいですか。公職選挙法……

乾委員。

乾紳一郎委員 その議会で、議会が男女比とか、年齢構成とかというのは、その個々の選挙で市民の投票結果によってあらわれますと。現在の選挙法では、これを条例で定めたり、規制したりするこ

とはできませんとやっていったら。「議員の年齢構成や男女比などについては、市民の投票の結果によって決まります」でとめて、それでこの点について、一定の基準を決める等については、現在の法律によってできません。よって、条例には反映させられませんでしたらどうですか。

松野豊委員長 では、その整理でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次です。議会の開催日時 of 考慮なども考えてみるべきではという御意見に対しては、回答案としては、通年議会の実施も含めて議論を重ねますというふうにしましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、大変勉強になりました。御参加ありがとうございました。これよろしいでしょうか、これ。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと申しわけないのですけれども、通年議会のことなのだけれども、通年議会というのが出ているのだけれども、その正式な土壌になっていないので、先進市とか、全国には通年議会も実施されています。こうした経験も踏まえて、事例も踏まえて議論を重ねますというふうにしておいたら。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 いわゆる通年議会というのは、俗称でございまして、皆さん、会期の見直しというふうに表現されているところがほとんどでございまして、公式文書では。そういうことも御検討いただければと思います。

松野豊委員長 全国では、会期の見直しを実現している先進事例もあるので、そういった事例も踏まえて会期の見直しについても議論を重ねますと。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 多分これ市民の方からの御意見の中では、通年議会とか会期の時期のことを指摘しているのではなくて、日曜議会ですとか、夜間議会とか、そういう部分を要望しているふうに取り取られます。その要望に対して、会期の時期を検討しているといいますと、やはり日曜議会とか、夜間議会というか、そういうものを検討しているのかなというふうにとられがちなので、その辺はちょっとしっかりと説明をしていかないといけないのかなと思います。

松野豊委員長 どうしようかな。そうしたら、これ議事録をもう一回、読み返さないといけないのですが、ちょっと記憶の範囲ですけれども、この特別委員会の中では、日曜とか夜間議会の検討もされたようにちょっと記憶しているのですけれども、記憶違いだったら済みません。後日ちょっと確認して、もし違っていたら改めますけれども。要はこの特別委員会ではなかったと思うのですけれども、議会運営委員会でどこだっけな、あそこ、武蔵野ではなくて、小金井。小金井市議会を視察

したときに、最初は結構、その日曜議会とか、夜間議会、傍聴者があったのだけれども、今はほとんど実はなくて、職員の人件費がかさんでいたりとか、非常に大変な状況であるというのをたしか学んできて、この特別委員会の中でも、日曜とか、夜間議会は、ちょっとよくよく慎重に議論しなければいけないねというような議論がされていたように感じるのですが。ちょっとこれは確認します。議論していることが多過ぎて、ちょっと議事録確認しないと、済みません。私もはっきり覚えていないので、確認しますが。ただ一方で、藤井副委員長がおっしゃる、そういうことを言っているのではないかというのは、確かにそのとおりかもしれないので、ちょっとこの辺含めて、だから会期の見直し、会期及び開催日時、日曜、夜間議会なども含めて、開催日時については議論を重ねますということでもよろしいですか、意味合いとしては。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次にいきます。選挙運動時の街宣カーのパワーのみでなく、当選後の地域での政策勉強会を必ず行うべきであると。これ回答案としては、議会報告会や意見交換会の開催により実施をしていきますと。よろしいでしょうか。これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、公共施設での利用条件の利用禁止項目に政治活動とあるが、議員と市民が地域課題や政策の議論をするために、禁止項目から削除すべきです。そうした会を票集めと解釈してはならないと思う。利用できるのであれば、私の勘違いです。期待を込めてということで、これ確認しました、改めて、生涯学習部に。政治活動に関する公共施設の利用制限はありませんということで、よろしいでしょうか、回答。

酒井委員。

酒井睦夫委員 自治会館で禁止しているところがあります。私の所属している自治会が、もう禁止しています。公共施設ではないのかな。

松野豊委員長 自治会館は自治会の施設、公共施設ではない。

酒井睦夫委員 では、これ書いた人は、自治会館と勘違いしている可能性あります。

松野豊委員長 なるほど。ただ、これは……

藤井副委員長。

藤井俊行委員 10月から有料化に公民館等になって、その公民館の利用規約の中に政治活動が除外されていきました。これは間違いありません。その辺、もう一度、では事務局のほうで済みません。

松野豊委員長 事前に確認しているのでしょうか。

竹内主査、お願いします。

竹内議会事務局主査 この回答につきまして、担当課に事前に確認いたしました。施設が有料化になって、改めてこの政治活動をやってはいけないという項目を追加はしていませんという回答でございます。ただ、今確認しましたが、ホームページの南流山センターの利用禁止事項に政治活動に関する

る項目というのが入っているようです。事前に確認した内容としましては、特定の団体や政党のみに貸出しや拒否を行わず、平等に貸し出すことによって、運用しているため、議員の活動が一切受け入れられないということはないというものです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 社会教育法上はないのです、それは。そんな制限してはいけません。ただ、今この間の公民館の運用の形として、市民から批判があるということで、何々党の何々という、その表示を避けてくれということでは言っている。それ自体もおかしいとは思いますが、それは、学習部サイドでもう一度検討してもらった方がいいと思いますけれども。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 再度ご説明いたしますと、どうしてそういう禁止項目がうたわれているかという担当課の説明では、ある特定の政党の特定議員の会合という看板で継続して会議室を使用すると、その会議室自体が事務所的な形で使われているのではないかという批判とか、問い合わせが多いため、看板の工夫などをお願いしている。繰り返しになりますが、平等に貸し出しすることによって、運用している。ということでございます。

松野豊委員長 法令上、それを規定しているということではないのです。運用ルールの中で、何かそういう内々の、公共施設によっては、そういうのがあるというのですか。表現が残ってしまうと。では、ちょっとそれは別途整理するとして、現状、だから条例上は制限はないので、政治活動に関する公共施設の利用制限はありませんでいいですか、回答としては。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 わかりました。次、市全体の問題よりも、各会派の点数稼ぎに力を入れているように思われる。済みません、これ回答案、私が書きましたが、大変申しわけございませんが、質問の趣旨がわかりません。各会派の点数稼ぎをしている議員は存在しないと認識していますというふうに書きましたが。というか、これ意味わからない。済みません。議事録残るのですけれども、別に構わないので。意味わからないので、どういうことをおっしゃっているのかが、答えようがない。意味わかるの。

では、藤井副委員長。

藤井俊行委員 いや、公の前では言えない。

松野豊委員長 何だ、それ。公の場で言えないことって何だ。これでよろしいですか、回答案。何をおっしゃっているか、全く意味がわからない。具体的に何を指しているのか、全くイメージがつかないのです。

では、次いきます。議会開催日の発表が遅過ぎる。少なくとも1週間前には公表してほしい。これは、回答案です。議会日より発行時（5月、8月、11月、2月、開催月の1カ月前）に紙面及び議会ホームページで次回開催予定日を掲載しています。御確認いただければ幸いですということ

です。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いや、3時になるのですけれども、ちょっとこのままやらせてください。ちょっとざっといきますので。⑤です。傍聴の意欲を高めるための一つの方法として、議会終了後の最大5分から10分、1人3分以内で傍聴者の感想を聞くようにする。また、アンケート用紙を用意しておき、傍聴者の声を集めるようにしてはどうか。傍聴者にも資料を配付（回収）することを実施してほしい。回答案です。本年より、本会議の傍聴者の方へアンケート調査を実施しています。今後もわかりやすいアンケートを心がけ実施していきます。傍聴者への資料配付などの御提案については、執行部への協力依頼を含め、議会改革の項目として議会運営委員会で協議しますと。いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤實委員 この今回答の中でアンケートをやっているというのですが、実際のどのくらい戻ってきているのですか。

松野豊委員長 では、これ事務局、傍聴者アンケート、前々回の議会ぐらい。ちょっと前々回からやっているのです。では、ちょっとそれ時間ください。今すぐ出ないみたいな。では、これちょっとほかあります。この件、回答案で。とりあえず、これ一たん保留にします。次いきます。

乾委員。

乾紳一郎委員 一番最初のなのだけれども、それで感想を聞くようにするというのについては、答えていないのだけれども。これは難しいのではない。

松野豊委員長 現行法上、難しいと思います。だから、一たん休憩してということではできるかもしれないです。委員長裁量で議会終了、傍聴、本会議か。だから、時間の許す人がいたら、別室で委員会室か何かで意見聴取みたいなことはないですか。必要ない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 必要ない。では、これ答えどうしようかな。傍聴者の感想。現行アンケートで対応しますみたいな感じにします、そうしたら、回答。アンケートをもって対応しますと。では、これちょっとアンケートで対応しますということと、アンケートは既に実施していますと。数わかります。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 今まで2回実施しておりまして、1回目が約20件、2回目、9月議会が13件という結果でございました。

松野豊委員長 これは毎回続けていくのですよね、今後も。では、それでよろしいですか。ちょっと趣旨は、あとは細かい文言は御一任いただくということでよろしいですか、これについて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、これも済みません。回答、答えようがなく、皆さんにお知恵をいただきたいと

いうものです。議決した内容（成果物、制度や工事、建設など）が目的どおり機能しているか否かを継続的に監視することを怠らないで責任を持ってほしい。決めて、あとは知らないわ、無責任と。議会のチェック機能強化ということをおっしゃられているのかと思うのですが、ちょっとどう答えればいいかわからなかったの、皆さんから御意見いただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 予算執行については、決算委員会で審査をしています。そのほかの問題については、そのほかというか、要するに経年、何年もたっているような問題については、議員が一般質問等で取り上げて行政の監視を行っていますとか、そういうのでいいのではないですか。

松野豊委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、乾委員のいただいた回答例で回答をしたいと思います。

次、本会議傍聴者への一般通告書の配付について、回収はやめてほしいということです。回答案、これまでも希望者へは通告書の配付を実施しています。現状として、200人を超える傍聴者へすべて配付することは、環境面、経費面から適切ではないと考え、現在の形としています。議会ホームページから通告書のダウンロードが可能ですので、御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次いきます。会議資料も見せてほしい。回答案、議会内での作成資料と執行部からの提出資料があり、執行部に協力依頼をすることも含め、御提案の実現に向けて、議会運営委員会で協議します。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、傍聴人心得という言葉を変えてほしい。回答例、議会運営委員会で協議しますと。これ変えられるのかどうかも含めて、ちょっと協議ということでよろしいですか。会議規則だと思うので、変えられるような気もするのですけれども。ただ、その傍聴人の心得、見学者心得にするのか、ちょっとそれはとにかく……

〔「心得が出たら……」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 心得があれなのか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 傍聴人マナーとか、見学者マナーとか。議運でやりましょう。議運で協議します。

次いきます。各議会活動については、①、議会だより、②、議会会議録、③、「広報ながれやま」、④、各会派の活動報告、⑤、議員個人の活動記録などで概略承知しておりますが、このうち③の「広報ながれやま」、月2回発行の市政情報欄をさらに活用されてはいかがですか。回答案としては、「広報ながれやま」の編集権は執行部にあるため、その活用については執行部と相談し、

検討しますと、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次いきます。請願、陳情について、提出者に発言できる機会を与えてほしい。回答案、現在も既に提出者には趣旨説明として御発言いただく機会を設けています。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次です。これもちょっと回答がないので、アイデアをいただければと思います。議決した事項がどのように実行されているのか。決算という数字だけでなく、その後のチェック機能も議会で果たしてほしい。これさっきのと一緒かな。御指摘のように、予算執行については、決算特別委員会でチェックをして、その後のチェックについては、各議員の一般質問においてチェックをしていますということによろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうです。それ以上はないので。

では、次です。今回、自治基本条例の進行に合わせるように、議会基本条例が議員自らの手で進められていることは、大変有意義なことだと思う。回答案です。自治基本条例の進行に合わせているわけではありませんが、議会独自の取り組みとして、今後も精力的に進めていきますというふうにしました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 6ページ目です。まず、議会としてあるべき姿をそれぞれの議員が市民を巻き込みながら一緒に考えていく。このプロセスはとても大事。議員もともに成長していけると思う。次回、11月15日で終わるのは残念。条例案ができたところで、再度報告会を持ってほしい。これ回答案です。第3章で議会報告会を規定しているので、実施に向けて議論を重ねますと。よろしいでしょうか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 済みません。この御意見の趣旨は、条例案が出たときなので、回答のほうは報告会ということは、条例が制定された後の報告会のように見受けられますので、先ほども問題になっていました時間的余裕が条例案が出たとき、成文化されたときに、市民に対して報告ができるか否かという、その辺の問題に触れざるを得ないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

松野豊委員長 では、これはちょっと後で議論します。次の7ページで出てくるので、そのことが。ちょっとそこと後であわせて議論します。印を皆さんつけておいていただいて、ちょっと次に進みます。

開かれた議会、今変わる議会にするには、第1に議員一人一人が常に市民の目線に立って、地域の課題の解決に行政の議案を議論し、論点を明確にして、修正議決する意気込みが大切である。今日、議会広報などによる質疑などの審議結果の議決可否状況による等、ほとんどが行政議案に多数

議員による会派が賛同し、議会として修正を求められた議案が見られない現状を打破する必要がある。これらの現状を打破するためには、議員一人一人が地域全体の課題を把握し、課題の解決に議員の自由討議において優先順位をつけ、行政の議案の修正に取り組むことが、市民の負託にこたえる議会の活動の姿となるよう取り組んでいただきたい。ちょっと長いのですが。済みません。これも趣旨というか、観点がちょっと非常に多かったので、答えづらくて空白になっているのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうなのです。だから、どうしましょう、これ。ありがとうございました。引き続き、議論を重ねますとか、そういうふうにしておきますか。ありがとうございます。何でしたっけ。乾さん、もう一回お願いします。何だっけ。御意見を踏まえ、今後も議論を重ねます。

次いきます。一つの質問の……いいですか。もうちょっと頑張ってください。一つの質問の4つの回答は不要であった。それだけ会派によって答えが異なるというより、もう少しまとめるべきだと感じた。一問一答を望みますということですが、これ多分議員定数のときの質問のやりとりだと思うのですが、回答案です。議会は合議体ですが、現実には意見が1つにまとまらない場合もあります。多様な意見が介在することこそ、議会制民主主義だと考えていますというふうにしましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 済みません。正副委員長案にちょっと御意見をさせてもらいます。

通常の答弁であれば、この答弁でいいのですが、多分質問をしたくても、答弁が時間が長過ぎて質問がさらにできないというような不満でこの要望が出ていると思うので、こういった報告会では、もう少し議員の意見を集約するよう努めますというのを入れておいたほうがいいのかと思うのですが。

松野豊委員長 これはちょっと皆さんで議論いただきたいのですけれども、当日は、これ私あえてやったのです。進行として、特に議員定数は、いろんな議員の方によって、その考え方があるので、いろんな考え方があるのだよということを会場の方にわかっていたいただきたいために、あえてちょっと時間をとってやったという御批判も含めて受けるつもりであえてそういう進行をしましたので、こういう回答というか。要するにこの意見に対する純粋な答えとして、こういう回答という感じなのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、いいですか。では、このままということではいかせていただきます。

次、報告会を開催していただき、ありがとうございます。回答案、御参加いただきありがとうございます。これよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、ぜひ今回に続く報告会を2から3、二、三度開催してほしい。議会回答案として、

第3章で議会報告会を規定しているので、実施に向けて議論を重ねます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、質問は1人〇〇分というルールを決めたほうがよい。そうはいつでも、報告会は意見の押しつけや陳情合戦になる危険性があるが、市民と議員との応答関係が保たれたことは、流山市民の水準の高さを示したものと感じましたと。市外の参加者よりと。回答案、ありがとうございます。今後、質問のルールについても再検討を重ねますということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、どこでもそうですが、市民の参加が高齢男性に偏ってしまうのはしょうがないですか。回答案です。私たち議員も、市民の方々の報告会への参加推進に努めますが、参加者の皆さんも御協力いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 質問も回答も短くしてほしい。これも先ほど副委員長の御指摘のあった部分、どんぴしゃ、ずばりのことが出ていますが。これは回答案として、御意見を考慮し、円滑な運営に努めますと。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 あと3つです。7ページです。今日は、骨子の説明会であったが、素案の説明会はいつ予定されているのか。ぜひ素案についても説明会を開催してほしい。これです。これが先ほどの6ページの一番上のところと、あと冒頭、どこだったっけな。冒頭ではない。前のほうにあったのですけれども、どこだったっけな。ちょっと……どこだったっけ。成文化されたら、3ページの上から何番目。これか。第9章かな。第9章の議員定数、議員報酬のところ、規定内容の中に考慮すべき視点、総合的に検討と、まだまだあいまいで議員同士でも御意見の違いがあるように見受けられる。成文化し、条例案ができたときに、もう一度市民に説明してほしいと。この3ページのもの、6ページの一番上のところとあわさりますが、回答案です。素案の説明会は、時間的、物理的に不可能と考えるので、開催の予定はありません。事前にホームページで公開し、市民の方から意見を伺える仕組みを構築しましたが、これもちょっと議論だと思います、皆さんの中で。要するにその成文化が、これちょっと後でも、後ほど今後のスケジュールで議論するのですが、成文化は多分、1月末ぐらいまでに完成させないと間に合わないのです。成文を1月末に完成させて、もう2月いっぱいまで法規審査及び最終確認をして、3月議会に上程しなくてはいけないので、3月議会に上程するということは、逆算して2月の全協……いつまでに出せばいいのでしょうか、議案として。議会運営上というか。議運まででしたっけ、議運まで。だから、第1回の議運までですか。だから、2月入ってからか。2月のちょっと予定があれですけれども。そういうちょっとタイトなスケジュールの中で成文化したものについて報告会を実施するのは、ちょっとなかなか不可能だろうと。もしやるとすれば、それちょっと今後のスケジュールにかかってくるのですが、1月の末か

ら1週間ぐらいは、例えば議会のホームページにその成文化の素案を出しておいて、何か御意見あればくださいというのはありだと思えるのですけれども。それを、そうすると、今度またこうやって今日議論してきたように、特別委員会の中で議論しないといけない。意見聞くのはいいのですけれども、聞いた以上、聞きっ放しはまずいので、ちゃんと議論してフィードバックをしないといけないのですが、それと考えると、もうちょっとそれは時間的に不可能ですというふうに正直に申し伝えないと、変に期待をしていただいて、結局だめだったとまずいので、その辺をちょっとどうするかなのです。ちょっとこれ別に今日結論出さなくてもいいのですけれども、11月15日の分もまたやるので、そのときまでに結論ということでもいいのですが。いかがでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 私も会場でこの質問をされた方を聞いていて、そのとおりでろうなと思って、すごく印象に残っているのです。やっぱり条例の文章を読まないで、最終的にちょっとしっくりこない、コンセプトだけでは。だから、こういう回答であれば、何月何日ごろにホームページにアップしますと、素案の段階ですなんて、それを教えてあげると、その人はそれで読むと思います。

松野豊委員長 これはどうでしょうか。また次回もちょっと議論、持ち越しというか、今日ここで結論出すというのではなくて、11月15日の報告会終わった後に、また要望シートがぼっと上がってくるので、そのときまでに。

戸部委員。

戸部源房委員 15日の結果を待つということはあるのですけれども、それを重要視して、基本的にはやっていくと。ただし、基本的な心としては、やはり市民の代表として議会基本条例もつくるわけですから、こういう考え方は、今後のスケジュールもあるのだけれども、回答としては置いておいていいのではないかな。やるやらないは、そのスケジュールの煮詰めにもよるから。

松野豊委員長 では、これちょっといいですか。今日は結論づけなくて。

次です。意見交換会ということで、大いに期待していただけで質問のみとなったことは残念でしたということで、回答案は、今後の報告会では、時間的に制約がありましたので、御理解くださいということです。意見交換会と確かに打ち出していたのですけれども、10月25日、2時間しかありませんでしたから、この書いている人の意図は、意見交換会だから、意見言ってよかったはずなのではないということですが、当日は意見は要望シートに書いてくださいとやってしまったので、その辺のことでおっしゃるとおりの御指摘なのですが、ちょっと時間的に制約があるので、今回の運用で御理解くださいということです。

乾委員。

乾紳一郎委員 この後に、議会報告会については今後も開いていきますので、そうした中で意見交換を行いたいと思いますと入れておいて。

松野豊委員長 今後も開く方向で議論を重ねるのでということでもいいですね。開いていきますので

いいのだけ。報告会はいいのでしたっけ。開いていきますので。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 そうなのだけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 今回、報告会とあるけれども、意見を聞きますということをやっているから。今後の運用なのだけれども、次回なのだけれども、多少、これ考えたほうがいい。

松野豊委員長 でも、現実的に無理です、2時間では、正直。運営やってみて思いますけれども、不可能です。もし本当に意見交換会にするのだったら、4時間、5時間ないと。

戸部源房委員 多少時間的には考慮したほうがいいよということだけです。

松野豊委員長 だから、あとは11月15日で考えるとすれば、後ほど議論、(2)番でしますけれども、その進行役の伊藤議員が冒頭に意見交換会ではあるのですけれども、ライブの意見交換会ではなくて、要望シートに意見をいただいたものを後ほどフィードバックするという意味合いでの意見交換会ですというちょっとフォローをしてもらおうかです。現実的にちょっと不可能かなと、2時間という時間の中で。なので、だから今後の。だから、「今後の運用の中で検討していきます」ですか。議会報告会は、恐らく皆さん開くということで合意形成されているのですけれども、今までの。いやいや、最初からの今日の今の中で意見交換会と議会報告会が「議論を重ねます」でずっと来ているので、ここだけやりますとなってしまうと。一応この中では、この特別委員会の中では、一般会議とか、呼び名とか、もろもろは後にしても、やるということについては合意形成しているという確認だけしておいて、検討しますでやりたいと思います。

最後です。初めての報告会と意見交換、よかったですと思います。これからも閉会期間を利用して、議会活動として開催してほしい。ただし、開催場所を多くし、市民の参加ができる工夫をしてくださいと。議会回答案として、第3章で議会報告会を規定していく予定ですので、実施に向けて議論を重ねますということよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 お疲れさまでした。一通り終わりましたが、ちょっとこの後、休憩入りますけれども。これ全体を通して何かありますか。よろしいですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 この意見は、会場で皆さんが書かれたわけですね。家へ帰ってファクスというのも入っているのですか。

松野豊委員長 というのも何枚……

酒井睦夫委員 それはどのぐらいあったのですか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 開催通知とともに、一たん各議員さんにお送りしましてから、4件ほどファク

ス来ています。それも含めて、今回組上に上げていますので、全部網羅しております。

松野豊委員長 当日回収は何枚だったのですたっけ、11枚。11枚当日回収で、4枚が後日ファクスで
ちようだいしたと。全部で15枚、シートの枚数で言うと15枚ございました。

では、これよろしいでしょうか。ちょっと済みません。時間が20分強押していますが、休憩を。
乾委員。

乾紳一郎委員 休憩の前で申しわけないですけども。この前、振り返りありましたよね。振り返り
やっていない。今日か、初めて。この報告会に草間さんも参加されていたので、草間さんの感想を
ぜひ聞きたい。

松野豊委員長 では、草間研究員、お願いします。

草間研究員 まず、御意見の中にもあったのですけれども、出られている方の今日のシートに書かれ
ている御意見も含めまして、非常に洗練されておりまして、これ事前勉強されているか、もしくは
非常に議会に興味がある方でないと、ここまでの議論は、第1回の報告会としては、余り私も多分
……今まで栗山とか見させていただいた中で、一番議論としては洗練されている質問が多かったと
思います。これは恐らく自治基本条例策定委員の方々が非常に多くて、皆さん非常に興味を持って
出られたということでございますので、議会としてのこの回答も、かなり真摯なものでないと、
皆様には失礼ではないかなというふうには考えております。

また、その議会基本条例、この前の報告会の運営としましては、時間内であれだけの議論ができ
て、かつ議員の方々も十何名出席されています。こういった形は非常に素晴らしいと思いますので、
ぜひ何回か重ねていただいて、流山式の運営方法をきわめていただいて、これがいわゆる今後、議
会基本条例にて運用される報告会に位置づけられますので、ぜひ次回の報告会も、いろんなことを
試していただいて、何が一番事務局としても、議員の皆様からしても、また市民の皆さんからして
もいいのかというのを突き詰めていただければというふうに思います。私が見ただけで議会基本条
例の報告会は、一番きれいと言ったら失礼なのですけども、非常におさまっていたなど。もうち
よっと陳情が多いかなと思ったのですけれども、全くそういうこともなくて、流山市民の皆様の本
当に政策的なレベルの高さを感じました。

以上です。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。ちょっと休憩入る前に、4時半まで延長して大丈夫でしょうか。
4時で終わる予定だったのですけれども、大丈夫ですか。

では、40分まで。今3時25分です。26分になりましたけれども、3時40分まで休憩をして再開し
たいと思います。お疲れさまです。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時42分

松野豊委員長 それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項の(2)番、議会基本条例報告会についてです。第2回目ということで先ほど来出ていますが、11月15日の土曜日、午後2時から4時までの2時間、北部公民館において議会基本条例策定特別委員会主催で基本条例の報告会、意見交換会を開催いたします。まず初めに、ちょっと事務連絡をしておきますが、会場は午後1時半、開場となります。特別委員の方の集合時間は、前回同様、12時半でお願いしたいと思います。各自、昼食をおとりになられて、12時半に集合いただきまして、また前回同様、10月25日同様、会場設営のお手伝いをいただければと思います。当日は、藤井副委員長がこの報告会の総責任者として運営していただきますので、よろしくお願いします。

まず、全体の流れの確認を先にさせていただきますが、司会は、前回協議した中で決定しました伊藤実委員にお願いをしたいと思います。司会台本はもうでき上がっているのですね。司会の進行台本というのがありますので、それは後日というか、後ほど事務局のほうから受け取っていただければというふうに思います。骨子の説明は、当日の責任者でもあります藤井副委員長にお願いをします。意見交換会につきましては、これファシリテーターというか、司会進行は藤井副委員長、当日出席している我々特別委員も含めて、当日出席している議員さんに、前に南流山のとき同様、全員並んでいただいて、ふんどしつけて、市民と全員で意見交換会に参加するという形です。最後に要望書の記入をいただいて終了という形ですが、この流れについてはよろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 議員ですけれども、それぞれの地域の議員さん、特別委員会以外の人は、1時半に集合してもらえばいいのですか、開場までに。

松野豊委員長 どうしましょう。1時、1時半。前回どうだったのですか。1時。全員12時半だったの、前回。12時半にします。いや、うち午前中、会派の会議やって1時集合と言ってしまったのですけれども。1時でいいですか。では、1時集合。特別委員は12時半で、出席の議員は1時集合で統一したいと思います。では、流れとしてはよろしいですか。これ当日の何か担当者とか決めていたのですか。受付とか。集まったときに。

では、ちょっと竹内主査。

竹内議会事務局主査 当日は、主に受付というものがございまして、今回は当初、南部の担当の特別委員の中から2名ほど御担当いただければ幸いに感じております。

松野豊委員長 では、よろしいでしょうか、その件は。先ほどちょっとありました、乾委員から御指摘がありました当日のプレゼンの資料をちょっと藤井委員のほうから御説明をいただきたいと思いますが、少しお待ちください。受付だけ決めておきますか。では、受付やっただけの方。竹内さんの独断と偏見で御指名ください。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 それでは、田中美恵子委員と戸部委員。

松野豊委員長 決定します。指名は断れませんので。では、当日の。では、受付は田中美恵子委員でサブは戸部源房委員ということでお願いします。

それでは、ちょっと当日のプレゼンの、藤井副委員長のほうでプレゼンテーションされる資料が、私と違って、藤井副委員長、ちゃんと段取りがなっていますので、もう既にでき上がっていますので。では、御説明をいただきたいと思います。

藤井俊行委員 簡単に説明していきます。まず、大きく違う点だけを説明していきたいと思います。前回の報告会でも質問があった、なぜ今議会に基本条例なのかということで、地方分権の推進ということで、平成12年4月、地方分権一括法が施行されました。これに伴い、国と地方公共団体の関係は、主従の関係から対等、協力の新しい関係に立ち、機関委任事務の廃止により、各地方公共団体は自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営や政治を実践していく方向に進むようになりますというのが新たに加えた文章です。これについていかがでしょうか。

伊藤実委員。

伊藤実委員 「なぜ、今議会」と読んでしまうから、今で点入れてください。なぜ、今。

藤井俊行委員 はい。変わったのこれだけです。このページだけです。あとは、もう前回の……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 それで、流山市議会の動き、その1といたしまして、以前にも資料が提出された平成12年4月、地方分権一括法推進法の施行から地方分権特別委員会の設置を行って、そこでさまざまな議論を行ってきたということで、少し変更したのが、平成17年3月の対面演壇方式の導入というのに、移動式簡易演壇という文章を加えました。括弧内です。平成17年3月、当初の文面では、対面演壇方式の導入だけだったので、これがわかりづらいと思ひまして、移動式簡易演壇というのを加えたと。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 移動式簡易演壇、がらがらと何か動くような。だから、意図はわかるのですけれども。違う意味で……

藤井俊行委員 そうですか。

松野豊委員長 だから、簡易演壇方式と完全対面……だから、下は完全対面の演壇方式。言っている意図はわかるのだけれども、移動式簡易演壇ではない。

藤井俊行委員 では、簡易演壇だけでいいですか。移動式を削除して。

それで追加したのが、平成18年12月の32名から28名ということで、この文章だと、平成18年12月から28名に減ったように思われるので、平成19年度統一地方選からの実施ということで文章を加えました。これについて……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 実施、あとは変更していません。次も流山市議会の動き、その2といたしまして、ごらんのようにモニターテレビの設置ですとか、専門的知見の活用ですとか、今まで掲載されていた部分をそのまま載せております。これはよろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 市議会の動きということで、だらっとやるのではなくて、ポイント、ポイント、それを強調して言ったほうがわかりやすいのではないかなと思うのだけれども、そこら辺どうなのか。どういうふうに説明するのですか。

藤井俊行委員 合計34枚のスライドがありますので、1枚1分でやりますと、34分かかってしまいます。私の持ち時間は30分ですので、40秒から50秒で1枚を説明するという形になります。要所、要所、例えば市議会の動きであれば、15項目ある中の10項目とか、7項目、代表的な部分を読み上げて説明をするという形です。

戸部源房委員 そこら辺を整理しておいたほうがいい。十何項目を7項目とか、5項ではなくて、ポイント点だけぼん、ぼん、ぼんと説明して、あとは見てもらうだけでいいのだから。特に市議会の動きがどうなったのかということがわかるように説明して……

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 では、私はそういうふうに思いますけれども、ひとつ工夫してやってください。

藤井俊行委員 真摯に受けとめてやらさせていただきます。

先に説明を進めさせていただきます。なぜ素案は成文ではなく、骨子なのかということで、これも質問で来そうな部分を掲載しました。シンポジウムや議会報告会、意見交換会にて、市民の皆様からのさまざまな御意見等を基本条例により反映させたいためということで、主な骨子、流山市議会基本条例案よりということで、一応6の部分に掲載しています。これ一つ一つやっていきますと、30分たちますので、今日は割愛させていただいております。

それとキャッチフレーズ、10月4日にせっかくキャッチフレーズが、市民参加に投票によって決まりましたので、10月4日開催のシンポジウムにて参加した市民の投票によりキャッチフレーズが決定ということで「今・変わる！流山市議会」、今後の活動で使用させていただきますというふうにこれは考えて掲載しました。この辺は御意見があれば。

[発言する者なし]

藤井俊行委員 では、次いきます。まず、条例とは、1で条例の基本形ということで、委員長も説明していたように、それをもうちょっと大き目にしました。○章、○条、○項、○号ということで条例をつくっていくというのが基本ということで、次いいいですか。また条例とは、2ということで「条例は法令の顔とも言われており」という文から始まりまして、この条例の基本的な事項が聞き手にとって読みやすくわかりやすいということで表現しているということに……前文です。

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 いや、条例の中の前文について説明しています。厳しいね。

次が、まず条例とはということで、前文と目的の関係について、前文を充実させて厚くしている場合は、目的がすっきりとなるということで、図に示したものを示しております。済みません。できないので、技術的に。

松野豊委員長 後で。今日は……

〔何事か呼ぶ者あり〕

藤井俊行委員 次いきます。条例の体系ということで、一応一通り1章から10章まで説明をして、そして前文、仮ということで入れたいキーワード、順不同、四角は特に入れたいキーワードということで、四角を読み上げていくつもりです。黒四角です。

次、これも今まであったものです。次、前文作成上の注意点、前文の中では、議会について述べればいいので、議員については述べる必要はないのではないかと。流山市の議会基本条例なので、流山市がどうなのか、どういう実態を踏まえて前文案を作成する。それと、流山はこれからどうしていくのかということ強調していくべき、地方分権になったということが一番重要なことというのが、議論の過程にあったということで御報告をしまいたいと思っています。

次いきます。第1章、総則、どんな条例や規則でも、規定のトップは総則規定で占められる。章に区分されるほどの大きな条例は、第1章、総則の章から始められる。条例全体に通じる基本的な事項が原則的な事項、第1条、目的、何のためにやるのかということ明確に前文を長目にとるので、目的は簡潔にという議論になっていますという方向で進めたいと思います。

次いきます。第2章、議会及び議員の活動原則、①、公正性、透明性等の確保、市民に開かれた議会ということで、二重丸が皆さんの意見の中で出たもの、そして黒四角といいますか、ダイヤ形のもの説明ということで、説明文を掲載しています。この何十時間にわたる各委員の議論の中で一貫したキーワードとして、市勢の発展のため、市民に開かれた議会、市民への説明、いわゆる政党や地域性にとらわれず、公平な立場で議会運営をしていくべきだという議論がありましたので、その部分について公正というキーワード、また議論がよく見えるという形のキーワードから、透明性という形を表現しています。一貫してこの議会改革の議論の中でも、よくキーワードとして出てきます市民に開かれた議会というものをこの中で位置づけさせて表現していますというように、二重丸のものについて説明をしています。

次いきます。50時間。50時間以上……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 こういうちょっと改行とか体裁は、後でまたこの委員会が終わってから……

藤井俊行委員 第2章、議会及び議員の活動原則②としまして、市民を代表する議決機関、執行機関の市政運営状況の監視……これ中身全部やっていきますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ここ直したほうがいいよ……

藤井俊行委員 では、次いきます。流山市会議規則ですとか、この辺は全部コメントつきのものについて全部写したものですので、そんなに御意見はないと思うのですが。

3から、では次いきます。市民にとってわかりやすいことが……

松野豊委員長 オリジナルの入ったところだけで……

藤井俊行委員 オリジナルは……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 オリジナルは、ほとんどありません。

松野豊委員長 だから、ある。

藤井俊行委員 ないです。今のところ。では、3がなくて4……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 済みません。生まれて初めてつくりましたので。5もずっと飛ばして、会派のところ
で若干修正しました。第2章の⑥、ベースとしたやつは、代表者会議のところに本来、会派間の調整機能というのがあるのかなと思っていたら、会派のところに二重丸で会派間の調整機能ということがあったので、一応代表者会議のほうにこれは移しました。問題ないですね。代表者会議の括弧の下に会派間の調整機能。

松野豊委員長 当日はこれが配られるから、これ自体を変えて、もう印刷してしまった、していない、ある。あるのだったら、後で……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 では、オーケーでいいのですか。第3章、市民と議会の関係も特にいじってはいけません。第4章、議会と行政の関係①もいじっていません。第4章、②、議会と行政の関係②もいじっていません。これは次、表が委員長が以前作成したものをちょうだいしました。

次です。第4章、議会と行政の関係③、これもいじっていません。それと、総合計画の構成ということで、これ見出しがないのですけれども、とりあえず委員長が説明したものをそのまま……流山市総合計画のほうで……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 その表がとれなかった。

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員 次に、市長による政策形成過程の説明ということで、これも写したものですので、問題ないと思いますが。次、第5章、討論の拡大。議会の合意形成、これも写したものです。次いきます。6章、委員会の活動、これも写したものになります。第7章、政務調査費、これも写したものです。ちょっと待ってください。第7章、戻ってもらって、上、①個目の一番下、当市議会では、1円から領収証が必要、すべて公開というのを足しました。いかがでしょうか。

松野豊委員長 だから、1円から、当然の話であって、そんなの。

藤井俊行委員 だから、ほかの市議会は当然でないところが多いということで。では、わかりやすく。

第8章、議会及び議会事務局の体制整備は、すべて写したものです。私の私見は入れていません。

第8章の②、これも入れていません。第8章の③、これも入れていません。第9章、これも入れていません。入れていないですね。第10章、最高規範性で見直し手続も入れていません。これが最後です。

以上です。

松野豊委員長 マイク使ってください、マイク。

酒井睦夫委員 ここに書いてあるのは、印刷物として出席者に配付する。ここに写すのは、スクリーンに写すのは、1ページ5行以内です、鉄則は。だから、レジュメなのです、ここを写すのは。文章、全部書いてしまったでしょう。すごい迫力で迫ってくるから、だれも読まないし、こんがらがってしまう。だからレジュメ、スケルトンです。それで、細かいことは印刷物でいいと。ここで大きく書いた5行か、せいぜい7行以内のもので、口頭で簡単に説明するというでないと、頭混乱すると思います。

松野豊委員長 済みません。別に副委員長、フォローするわけではないです。11月10日なので、これから直すと多分副委員長が混乱するので、最後は副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。体裁等は、私のほうでもフォローしてちょっと直すようにしますので、この委員会終了後に。ということで、あとはリハーサルをちょっと2人でやるようにしますので。

乾委員、マイク。

乾紳一郎委員 この前、指摘された、要するに写しているものと資料が違うではないかということはどうするのですか。

松野豊委員長 これを事前に印刷して、前回配らなかつたのです、これ。配れなかつたというか、私が朝方まで資料をつくっていたので、これ前回、配っていないのです。これというのは、これそのものではないですけれども、私バージョンのやつですけれども。今回は、もう今日じゅうに全部これをフィックスというか、この特別委員会、終わった後に副委員長と打ち合わせして、体裁を僕のほうで直したものを、全部もう印刷してしまおうと思っています。当日配付するということ。

乾紳一郎委員 それで解説抜きのやつにしたのだ。前回、解説抜きでいろいろ……

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 御説明おくれましたけれども。まず、南流山センターで使った報告会資料というのは、実はこれ11月15日も使えるようになっていますので、これは漏れなく配ります。さらに藤井副委員長が今作成していただいているものも印刷をして配布する予定です。これをそのままスクリーンに写しながら、藤井副委員長が御説明をされるということですので、説明をする内容と写しているものとお手元の参加者の方に配る資料は、全部同じになるということになります。

乾紳一郎委員 要するに解説が2カ所に出てくるのだ、ある意味で言う。だから、その辺はどうするのかと思って。こっちにも解説があって、こっちにも解説があるとなるので、その辺は見る人が混乱する。だから、解説を今のように入れるのだったら、解説抜きの骨子案だけにするとか。それではそうではなくて、説明の中で解説つけるところは、特にここは重要だからと重ねてやるかとか整理しないと、こっちにも解説出てきた、あっちにも解説出てくるという話になってしまわないのかなという老婆心です。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 10月25日に配布した資料と今回の11月15日でお配りする資料には、骨子解説というのは既に載っているのです。藤井副委員長の今回のスライドは、共通の配布しりょうにある解説を載せてさらに詳細に解説するという形になる予定と伺っておりますので、違うことは書いていないと思われま。通常、言葉で説明する部分をスライドに文字で表現し、聞き漏らしされた方も、この文章を読めばわかるという解説になっていますので、乾委員がおっしゃることも十分わかりますけれども、配布資料の共通性について決めていただければよろしいかなと思うのですが。

松野豊委員長 そうすると、10月25日といえば、それもあったのではというか、僕のプレゼン用につくったようなものだったのです、パワーポイントは。こっちの当初配ったやつだけでやったのですけれども、そうしたら、会場のほうからプレゼンのスライド、要するに体裁が違っていたというだけで、中身は一緒だったのですけれども、見た目というか、体裁が違っていたり、要はワードでつくった、当初お配りした解説文にこういう図解がなかったりとかしたので。ただ、これは僕が説明しやすいようにつくったやつだったので、結局その資料も配ってくれという要望も上がったので、では、両方配るかという方針にしたのですけれども。とりあえず今回は、確かに混乱もするかもしれないのですけれども、とりあえず両方配るという形に、時間もないので、させていただいて、ちょっと今後の課題として。今後、だから報告会やっていくかどうかというのは、この特別委員会の中で議論するわけですけれども、何回かそうやって回数重ねていく中で、振り返りも含めて、より参加者にわかりやすい形のものを目指すようにしていければなと思うので。

田中人実委員。

田中人実委員 副委員長、今回初めてだし、同じように説明しようとしても、その人のカラーも出るし、とにかく熱意込めて、誠意持って、藤井さんらしく説明してくればいいです。それ以外、何物でもありません。それしかないもの。

松野豊委員長 では、それで。終わった後の振り返りで、またいろいろ御指摘をいただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。では、なるべくわかりやすいように、ちょっと。後でこの委員会、終わった後に、ちょっとまた打ち合わせをすることになっていますので、副委員長と打ち合

わせて、事務局も含めてやりたいと思います。では、この件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、次に今後のスケジュールなのですが。

戸部委員。

戸部源房委員 実は25日もかなりうちの流政会の人たちには、5名以上連れてこいとか、いろいろ言
って31名だったのです。それから、東部地区の人も、東部、南部地区の議員も来なかったというよ
うな面もあるので、そこら辺を徹底化する必要があると思うのです。それで、先ほどこれ渡してお
いてくれということを行いました。それを機会に、うちのほうでは、こちらのほうの議会基本条例、
報告資料、これと一緒に明日じゅうには渡したいと思いますので、そこら辺、用意ありますか。

松野豊委員長 事務局のほうでちょっと準備して……

戸部源房委員 それで、もう一回きちっと言わないと、意外と特別委員に任せておけばいいやという
人も多いわけです。ですから、ここら辺の問題を払拭するためにも、やはりしっかりやりたいと思
うので、そこら辺、ひとつお願いしたいなど。

松野豊委員長 わかりました。では、それは各会派ごとで特別委員さん代表で出てきていただいでい
るので、各会派で再度確認と徹底をいただきまして、あと最後、動員のほうも含めてお願いをでき
ればというふうに思いますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 この間やったちょっと経験から、あのときもたしか時間内に一回要望シートを書いて
くれと。ところが、質問がいっぱい出て終わらないので、急遽判断で終了してからというふうにし
たのですけれども。その判断をするときに、司会のところに事務局がすぐ近くに来て、だれか1名、
特に竹内さん、そのスケジュールどおりなかなかいかなかったり、いろんな面があるときに、会場
の向こうにいと、ここへ呼ばなければならぬので、ちょっと体裁上、見苦しいので。そうする
と大分楽ではないかなと思うのです。

松野豊委員長 そうですね。では、15日は、事務局、竹内さんも横に。要するに25日は田中人実さん
に総合司会やってもらったわけですが、その隣に座って。だから、伊藤委員の隣に座ってお
いてもらう。裏方なので、田中人実委員と私しか見えなかった部分を共有しておく、実は今、御
説明あったように、最後15分とっていたのです。アンケートというか、要望シートを書いてもらう
時間を15分、内々で、会場には公表していませんでしたけれども、内々の進行スケジュールで最後
15分間は要望シートを書いてもらうという時間にしていたのですが、質問が結構、要望とか、質問
がいっぱい来ていたので、田中人実委員の御判断でちょっとこれを延ばそうという御相談があつて、
延ばしたのです。終了時間ぎりぎりまでやって、それで締めて、終わってから書いて提出してくだ
さいとやったのですが、そういうことも出てくるので。では、事務局をとということをお願いできれ

ば。当日は伊藤委員と藤井副委員長でその辺の臨機応変というのは、事務局の竹内主査と御相談いただきながら進行はお任せするという事で範囲内です。では、よろしいですか、この件は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、(3)番、今後のスケジュールについてなのですが。実は11月15日にこの意見交換会をやって、それをまとめる。15日が土曜日ですから、16、17からこの要望書のまとめをして、この今日やった同じ作業を1回11月中、17の週か24の週に1回やらないと、ちょっとこの成文化が間に合わないかなと思っています。11月に1回、それから議会始まってしまうのですが、12月に1回、それから1月、2月で1回ぐらいずつ、つまり大体あと4回ぐらいやらないと、ちょっと1回当たり3時間ぐらいでイメージしているのですけれども、一挙に6時間やるよとかいうことであれば、3回とか回数は減らせるのですが、成文化が間に合わなくなるので、ちょっと日程をあらかじめ決めておきたいという感じです。それでも起草委員会みたいな形で分科会にしても構わないですし、どうしましょう。とりあえず11月のうちに1回はやっておかないとちょっと厳しいかなと。20日、大丈夫だ。20日、大丈夫。皆さんというか、まず事務局、大丈夫、20日で。20日……一回休憩しましょうか。ちょっと手帳の関係があるので、暫時休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時35分

松野豊委員長 では、ちょっと再開します。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次回の今後のスケジュール、(3)番、今後のスケジュールについてですが、次回の特別委員会の日程は、11月20日木曜日の9時から12時と、12月24日水曜日の午前9時から12時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 御了承いただきましたので、今後のスケジュールについては以上です。

その他でちょっと1点ございますが、これは休会、1回閉会してからのほうがいいです。

では、以上で終わりますが、その他何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、一たん閉会しますが、そのままお待ちください。

以上をもちまして、議会基本条例策定特別委員会を終了します。ありがとうございました。

閉会 午後 4時40分